

毎週火、金曜日発行（在）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇規則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十三号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第十八条第三項中「第六項又は第七項」を「第七項又は第八項」に改める。

第二十一条第一項中「徴税令書」を「納税通知書」に、「徴税令書等」を「納税通知書等」に改める。

第二十八条の見出しを「（災害等による期限の延長に関する手続）」に改め、同条中「納期限延長の申請書」を「期限延長の申請書」に改め、同条第一号中「税額」の下に「又は書類の名称」を加え、同条第二号中「納期限」を「期限」に改める。

第三十条第一項第二十号中「徴税令書等発付決議簿」を「納税通知書等発付決議簿」に、同項第二十二号中「異議申立受付件名簿」を「不服申立て受付件名簿」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

00408

3 昭和38年10月31日 木曜日 鳥取県公報(号外)第101号 (第3種郵便物認可)

備	
考	

同様式中

第四号様式中

- 備考1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
- 2 用紙寸法は、日本標準規格B列5とする。
- 参考 法第十一条第一項又は法第十六条の五第四項の文書に使用する。

督手	数	促料
		円

を

備	
考	

及び

延滞加	金額
算金	
法律による	円
金額	

法律による	金額
	円

お知らせ

- 1 この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して三十日以内に、行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 「滞納処分費欄」に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

を削り、

に改める。

00407

昭和38年10月31日 木曜日 鳥取県公報(号外)第101号 (第3種郵便物認可) 2

上記のとおり、被相続人に対する県税の賦課徴収等の書類を受領するための代表者を定めましたから、地方税法第九条の二第二項の規定により通知します。

昭和 年 月 日

(相続人の氏名) 殿 県税事務所長 氏 名 園

第三号様式の二中

を

上記のとおり、被相続人に対する県税の賦課徴収等の書類を受領するための代表者を定めましたから、地方税法第九条の二第二項の規定により通知します。

年 月 日

(相続人の氏名) 殿 県税事務所長 氏 名 園

お知らせ

- この指定について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して六十日以内に、行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。
- 審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

に改める。

00419

00409

第四号様式の二中

「 地方税法第十三条の二第 号に該当するの
で、上記のとおり納期限を変更します。

昭和 年 月 日

県税事務所長 氏 名 園

第五号様式中
徴税令書
等番号

納税通知書
等番号

「 地方税法第十三条の二第 号に該当するの
で、上記のとおり納期限を変更します。

年 月 日

県税事務所長 氏 名 園

に改め
同様式中

お知らせ
この告知について不服がある場合は、この告知書を受けとった日の翌日から起算して三十日以内に、行政不服審査法第四条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

に改める。

「 上記の金額はさきに納付(納入)通知書で通知しましたが、まだ納付(納入)がありませんので、至急納付(納入)して下さい。

本状発付 昭和 年 月 日

県税事務所長 氏 名 園

備考 用紙寸法は郵便はがき大とする。
参考 法第十一条第二項又は第十六条の五第四項の文書に使用する。

「 上記の金額はさきに納付(納入)通知書で通知しましたが、まだ納付(納入)がありませんので、至急納付(納入)してください。

本状発付 年 月 日

県税事務所長 氏 名 園

お知らせ
この催告について不服がある場合は、この催告書を受けとった日の翌日から起算して三十日以内に、行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

に改める。

担 保 財 産	

同様式中

第七号様式中

督 手 数	促 料 円
-------------	-------------

備考 1 「滞納処分費」欄に掲げる金額はこの通知書作成の日までのものです。

参考 2 用紙寸法は、日本標準規格B列5とする。

参考 法第十四条の十六第四項の規定による令第六条の文書に使用する

担 保 財 産 (名称、数量、性質、及び所在)				
執行機関名	差押年月日	年	月	日
所有者住(居)所				
	氏名			

及び

延 加 算	滞 金 円
法律による金額	円
法律による金額	円

お知らせ

1 この通知について不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して三十日以内に行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

に改める。

を削り、

執行機関名	差押年月日 又は事件名
-------	----------------

を

執行機関名	差押年月日 又は事件名
-------	----------------

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

に改める。

第六号様式の二中

財産

を

軽油

に改め、

同様式中

第六号様式中

物品

を

軽油

に

財産

を

軽油

に改める。

00414

仮登記(録) 年月日	仮登記(録)年月日	登記(録)受付番号
受付番号等	昭和 年 月 日	

同様式中

第九号様式中

備考 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

を

督促 手数	促料 円
----------	---------

仮登記(録) 年月日	仮登記(録)年月日	登記(録)受付番号
受付番号等	年 月 日	

お知らせ

- この通知について不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して三十日以内に行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

に改める。

及び

延加算金額	滞金額
法律による金額	

法律による金額	円
---------	---

を削り、

00413

交財 付産 要又 求は に事 件に る名	差押年月日			昭和	年	月	日
	所有者	住(居)所		氏名			

同様式中

第八号様式中

を

督促 手数	促料 円
----------	---------

交付 要求 に係 る財 産又 は事 件名	執行機関名		差押年月日
	所有者	住(居)所	氏名

及び

延加算金額	滞金額
法律による金額	

法律による金額	円
---------	---

を削り、

に改める。

00416

備考

備考

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して三十日以内に、行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書はなるべく県税事務所長を経由して提出してください。

に改める。

同様式中

第十号様式の二中

督促料
管手数 円

及び

滞加算金
法律による金額 円

法律による金額 円

を削り、

00415

備考

- 備考 (1) 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この告知書作成の日までのものとする。
- (2) この金額を、この納付(納入)告知書を出した日から十日を経過した日までに完納されないときは、地方税法第十四条の十八第三項の規定により、あなたを第二次納税義務者とみなして、譲渡担保財産につき滞納処分をします。
- (3) 用紙寸法は、日本標準規格B列5とする。

を

備考

お知らせ

- 1 この告知について不服がある場合は、この告知書を受けとった日の翌日から起算して三十日以内に、行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この告知書作成の日までのものです。
- 3 この金額を、この納付(納入)告知書を出した日から十日を経過した日までに完納されないときは、地方税法第十四条の十八第三項の規定により、あなたを第二次納税義務者とみなして、譲渡担保財産につき滞納処分をします。

に改める。

同様式中

第十号様式中

督促料
管手数 円

及び

滞加算金
法律による金額 円

法律による金額 円

を削り、

改める。
第十一号様式の二中

昭和 年 月 日申請のあった徴収猶予(の期間延長)については、承認できませんから通知します。

昭和 年 月 日

県税事務所長 氏 名 園

(納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称) 殿

を

年 月 日申請のあった徴収猶予(の期間延長)については、承認できませんから通知します。

年 月 日

県税事務所長 氏 名 園

(納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称) 殿

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して三十日以内に、行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべへ県税事務所長を経由して提出してください。

に改める。

第十一号様式中

上記のとおり(納税担保を条件として)地方税法第 条 の規定により徴収を猶予(の期間延長)をしましたから通知します。

昭和 年 月 日

県税事務所長 氏 名 園

(納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称) 殿

を

上記のとおり(納税担保を条件として)地方税法第 条 の規定により徴収猶予(の期間延長)をしましたから通知します。

年 月 日

県税事務所長 氏 名 園

(納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称) 殿

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して三十日以内に、行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

に

督促料	円
手数料	

を削り、同様式中

00420

15. 昭和38年10月31日 木曜日 鳥取県公報(号外)第101号 (第3種郵便物認可)

00419

昭和38年10月31日 木曜日 鳥取県公報(号外)第101号 (第3種郵便物認可) 14

地方税法第十五条の六第一項の規定により、上記
換価の猶予を取り消したので、同条第二項の規定に
より通知しますから直ちに完納して下さい。

昭和 年 月 日

県税事務所長 氏 名 園

(納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称) 殿

を

地方税法第十五条の六第一項の規定により、上記
換価の猶予を取り消したので、同条第二項の規定に
より通知しますから直ちに完納してください。

年 月 日

県税事務所長 氏 名 園

(納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称) 殿

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受け
とった日の翌日から起算して三十日以内に行政不服審査
法第四条の規定により、知事に審査請求をすることが
できます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を經由し
て提出してください。

に
改める。

第十二号様式の中

第十二号様式中

督促手数料 円	延加算金 円	滞手 円	督促手数料 円

を削る。

を削り、
同様式中

地方税法第 条の規定により上記のとおり徴収
猶予を取り消しましたから通知します。
なお上記金額をすみやかに納めて下さい。

昭和 年 月 日

県税事務所長 氏 名 園

(納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称) 殿

を

地方税法第 条の規定により上記のとおり徴収
猶予を取り消しましたから通知します。
なお、上記金額をすみやかに納めてください。

年 月 日

県税事務所長 氏 名 園

(納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称) 殿

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けと
った日の翌日から起算して三十日以内に、行政不服審査法第四条
の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請
求書は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。

に
改める。

第十一号様式の中

督促手数料 円	延加算金 円	滞手 円	督促手数料 円

を削り、
同様式中

第十四号様式中

第十三号様式の三中

督促 手数	料 円

督促 手数	料 円

及び

及び

滞 加算金額	円
法律による 金額	円
法律による 金額	円

滞 加算金額	円
法律による 金額	円
法律による 金額	円

を削る。

を削る。

第十三号様式の二中

第十三号様式中

上記の滞納金額につき滞納処分の執行を停止
完していたが、本日これを取り消したので直ち
に完納して下さい。

昭和 年 月 日

県税事務所長 氏 名 園

(納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称) 殿

督促 手数	延 加算金額	滞 加算金額	円

を

上記滞納金額につき滞納処分の執行を停止し
ていたが、本日これを取り消したので直ちに完
納してください。

年 月 日

県税事務所長 氏 名 園

(納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称) 殿

を削り、同様式中

を削る。

お知らせ。
この通知について不服がある場合は、この通知書
を受けとった日の翌日から起算して三十日以内に、
行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請
求をすることができます。審査請求書は、なるべく
県税事務所長を経由して提出してください。

に改める。

00424

第十五号様式の二中

抵 当 権 の 内 容	担保される地方税	昭和 年 月 日以後に課される 税 税
	担保される金額	円
担 保 財 産		

(注) 抵当権の解除条件

- (1) 命令にかかる県税の滞納が、継続して3月間なかったときには、この通知書にかかる抵当権は、解除されます。
- (2) あなたの資力が回復したとき、その他の事情により必要がなくなったと県税事務所長が認めるときは、(1)の場合によらず直ちに抵当権の解除をすることがあります。

を

00423

第十五号様式中

備 考	1 担保される金額の算出根基は次のとおりです。
備 考	2

を

備 考	1 担保される金額の算出根基は次のとおりです。
備 考	2

お知らせ

この命令について不服がある場合は、この命令書を受けとった日の翌日から起算して三十日以内に、行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書はなるべく県税事務所長を経由して提出してください。

に改める。

0.425

00425

4 この通知について不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

「注意事項」

を

「お知らせ」

に改めるの次に次のように加える。

第十六号様式中

年度及び税目

を

年度 税目 納期

に

抵 当 権 の 内 容	担保される地方税	年 月 日以後に課される 税 税
	担保される金額	円
	担(名 称、数量、 保量、性質、 財及び所在 産)	

お知らせ

(1) 命令に係る県税の滞納が、三月間なかったときには、この通知書に係る抵当権は、解除されます。

(2) あなたの資力が回復したとき、その他の事情により必要がなくなったと県税事務所長が認めたときは、(1)の場合によらず直ちに抵当権の解除をすることができます。

(3) この通知について不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して三十日以内に行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

に改める。

第十六号様式の三中

第十六号様式の二中

督促 手数料	円
~~~~~	

督促 手数料	円
~~~~~	

及び

及び

延滞加算金額	円
法律による金額	円
法律による金額	円
~~~~~	

延滞加算金額	円
法律による金額	円
~~~~~	

を削る。

を削る。

第十七号様式 過誤納金還付(充当)通知書

第十七号様式を次のように改める。

納税者又は 特別徴収義務者		住所				氏名					
過誤納 額の算 定	納付(入)額						正当額	過誤納額			
	番号	年度	期別	税目	納付(入)年月日	納付(入)額 ①	②	①-②	③		
						円	円		円		
還付加 算金の 算定	基礎額	始期	終期	日数	還付加算金額 ④						
充当す る額 ⑤	内 駅	番号	年度	期別	税目	税額	延滞金額	過少申告 加算金	不申告 加算金	重加算 金	滞納 処分費
						円	円	円	円	円	円
還付する額 ③ + ④ - ⑤		円									
<p>上記のとおり、還付(充当)することとしましたから通知します。</p> <p>なお、過誤納金還付請求書を、当所へ提出してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿 県税事務所長 印</p>											

00429

第二十二号様式(表面) 中

督手	捉料

及び

延加	滞金

を削る。

第十九号様式中

督手	促料	延加	滞算

を削り、

延滞加算金計算内訳

を

延滞金計算内訳

に改める。

00431

27 昭和38年10月31日 木曜日 鳥取県公報(号外)第101号(第3種郵便物認可)

第二十四号様式

徴収の嘱託書

県税事務局長 殿

年 月 日

県税事務局長

氏名

印

法第二十条の四第一項の規定により下記のとおり徴収の嘱託をいたしますから、今後は貴事務所において徴収してください。

納税者
特別徴収義務者
住(居)所

氏名
(名称)

嘱託をする徴収金	年度	税目	期別	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	備考
					円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
備考									

第二十四号様式及び第二十五号様式を次のように改める。

お知らせ 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この嘱託書作成の日までのものです。

00430

昭和38年10月31日 木曜日 鳥取県公報(号外)第101号(第3種郵便物認可) 26

第二十二号様式(裏面)

延滞金

年月日	基本額	期間	算定額	収納額	未納額
	円	日	円	円	円
・		・			
・		・			
・		・			
・		・			
・		・			
・		・			

月日	記 事

第二十二号様式(裏面)を次のように改める。

第二十五号様式

徴 收 引 継 書

県税事務所長 殿 年 月 日

県税事務所長

氏 名 団

下記のとおり、徴収の引継をいたしますから、今後は貴事務所において徴収してください。

納 税 者 特別徴収義務者 住 居 所	氏 名 (名称)
---------------------------	-------------

引継を する 徴収金	年度	税目	期別	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 納 処 分 費	備 考
					円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
							"	"	
							"	"	
							"	"	

備 考

記

- 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押えた有価証券、債権及び無体財産権等の取立並びに配当に関する費用で上記の金額は、この文書作成の日までのものです。
- 添付書類は、滞納整理票及び差押調書その他必要な書類

第二十七号様式その二

事業税 (個人) 台帳

No.

第二十七号様式その三中

最大積載量	kg
定員・軸距	人

を

最大積載量	t
定員・軸距	人・m
総排気量	ℓ

に

「令書番号」

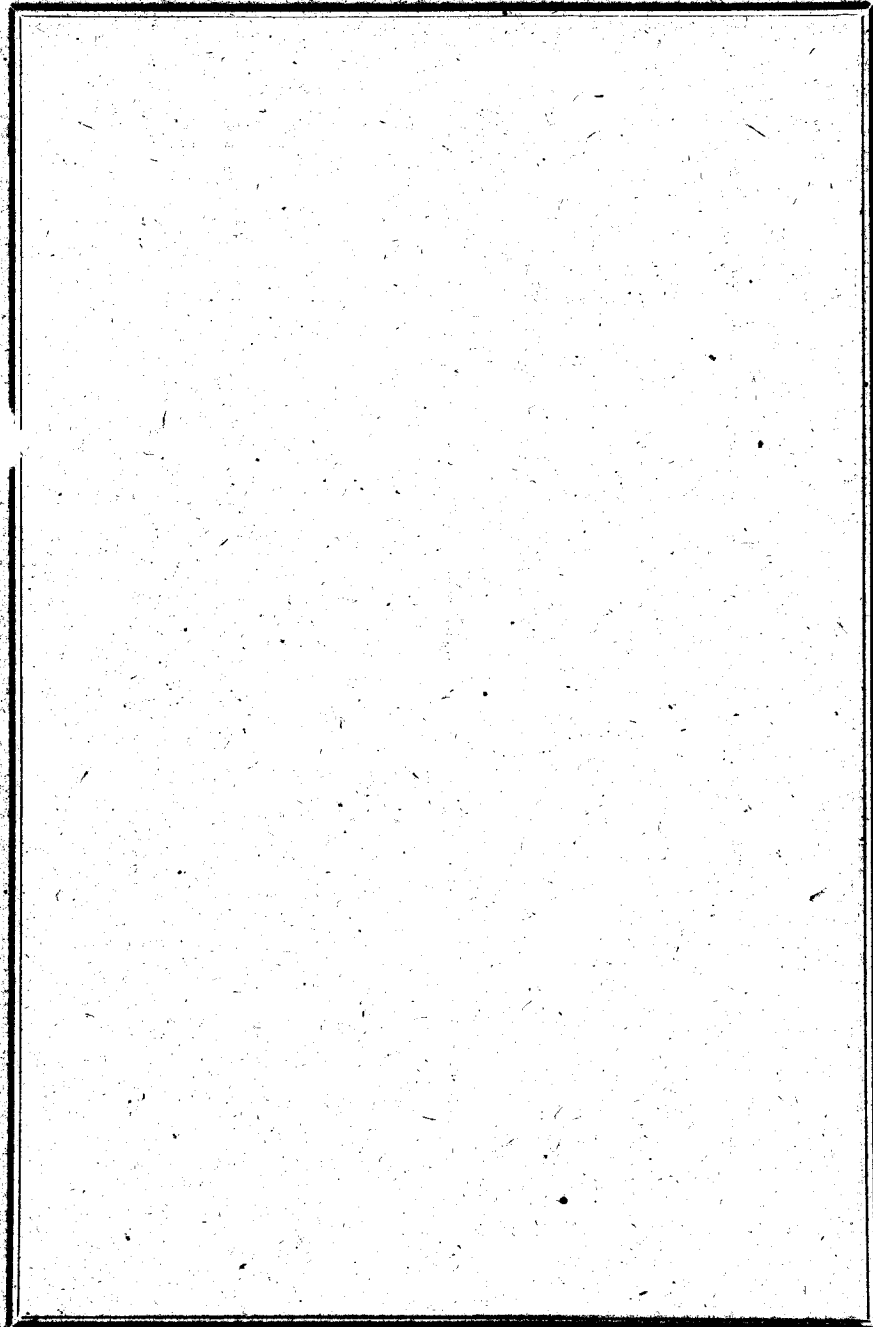
を

「通知書番号」

に改める。

業 態	細 目	事業場		電 話	氏 名		No.		
		住 所			(商号)				
区 分		年 度		年 度		年 度		年 度	
		当 初	異 動	当 初	異 動	当 初	異 動	当 初	異 動
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
事 業 所 得		円	円	円	円	円	円	円	円
事 業 専 従 者 控 除 額									
所 得 控 除 額	損失の繰越控除額								
	繰越控除額								
	”								
	事業用資産の譲渡損失の控除額								
	事業主控除額								
課 税 所 得									
税 額	算 出 税 額 $\frac{\quad}{100}$								
	内	一 期 分							
		二 期 分							
		訳 随 時 分							
非 課 税 所 得									
所得税の申告及び決定区分		青 白 国 自	青 白 国 自	青 白 国 自	青 白 国 自	青 白 国 自	青 白 国 自	青 白 国 自	青 白 国 自
事業税の申告の有無		有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
摘 要									

第二十七号様式その二を次のように改める。



第三十六号様式中

督促手数料	延滞加算金

を削る。

第三十五号様式中

督促手数料	延滞加算金

を削る。

第三十四号様式その一中

督促手数料	延滞加算金

を削る。

00439

第三十七号様式中

延滞金
延滞
加算金

を

延滞金

に改める。

第三十八号様式中

延滞金	延滞加算金	督促手数料

を

延滞金

に改める。

第四十一号様式中

「徴税令書等発付決議簿」

を

「納税通知書等発付決議簿」

に改める。

(第3種郵便物認可)
00423

第四十三号様式 不服申立て受付件名簿

第四十九号様式を次のように改める。
第四十九号様式 削除
第五十号様式及び第五十一号様式を次のように改める。

受付		件名	申立人(代理人等)		処 理			
番号	年月日		住 所	氏 名	送 達 年月日	裁 決 (決 定)		概 要
						区 分	年 月 日	

第四十三号様式を次のように改める。

記載上の注意事項

- 1 この受付件名簿は、処分に係る不服の申立てと、不作為に係る不服の申立てについて別業とする。
- 2 「処理」の項中「送達年月日」は知事に進達した日を、「区分」は、却下、棄却、取消処分の内容を記載し、「概要」には補正を命じた期間、年月日及び再提出年月日を記載すること。

第五十号様式

年度個人県民税課税状況報告書

1. 課税総額に関する調

区分	市町村民税課税額			県民税課税額			市町村民税及び県民税の課税額の合計額 (3)+(6) (7)	課税額の合計額に対する県民税課税額の割合 (6)÷(7) (8)	納税義務者数			
	均等割(1)	所得割(2)	計(1)+(2)(3)	均等割(4)	所得割(5)	計(4)+(5)(6)			均等割のみの者	所得割のみの者	所得割及び均等割を納める者	
	円	円	円	円	円	円	円	割分厘毛	人	人	人	人
普通徴収分												
特別徴収分												
計												

2. 所得割額に関する調

区分	納税義務者数	青色専従者給与額及び白色事業専従者給与額		純損失等の前年3年間の繰越控除		総所得金額等(1)	所得控除										計(2)-(7)								
		納税義務者数	控除人員	金額	納税義務者数		金額	基礎控除(2)	雑損控除		医療費控除		社会保険料控除		生命保険料控除			扶養控除							
									納税義務者数	金額(3)	納税義務者数	金額(4)	納税義務者数	金額(5)	納税義務者数	金額(6)		納税義務者数	控除人員	金額(7)					
普通徴収分																									
特別徴収分																									
合計																									

区分	課税総所得金額等(1)-(8) (9)	同左の税額(10)	税額控除						計(11)-(16) (17)	差引税額(10)-(17) (18)				
			障害者等の控除		青色専従者控除		白色専従者控除				配偶者控除		扶養控除	
	円	円	控除人員	金額(11)	控除人員	金額(12)	控除人員	金額(13)	控除人員	金額(14)	控除人員	金額(15)	控除人員	金額(16)
普通徴収分														
特別徴収分														
合計														

上記のとおり、鳥取県税条例第三十七条第一項の規定により報告します。

備考 イ、この報告書は現年度分について作成すること。

ロ、2の調の(18)欄の調の(5)欄と符合すること。

ハ、1の調の(8)欄は小数点以下四位までとし五位以下は切捨てること。

年 月 日

鳥取県知事

殿

市町村長

㊤

第五十一号様式

第五十三号様式を次のように改める。

第五十一号様式を次のように改める。

		県税事務所長殿		昭和 年 月 日 提出																									
		県民税徴収状況報告書													市町村民税														
		(年度 年 月分)																											
調 定 状 況	区 分	前月末(当初) 現在 県民税	本年 中 に お け る 調 定 額 等 の 異 動												差引本月末 現在 県民税		市町村民税												
			法第321条の2該当 (所得税の更正又は決定)		法第323条 該 当 (減 免)		法第328条 該 当 (不服申立)		そ の 他		あ ん 分 率 変 更 による調整額		計		増	減	増	減											
		増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増					減										
		課税 人員	調定額	(件数) 人員	税 額	(件数) 人員	税 額	(件数) 人員	税 額	(件数) 人員	税 額	(件数) 人員	税 額	(件数) 人員	税 額	増	減	(件数) 人員	税 額	(件数) 人員	税 額	課税 人員	調定額	税 額	税 額	課税 人員	調定額	税 額	税 額
現 年 度	均等割			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			()	()												
	所得割			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			()	()												
		計			()	()	()	()	()	()	()	()	()			()	()												
通 年 度	37年度以降分	均等割			()	()	()	()	()	()	()	()	()			()	()												
	所得割			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			()	()												
	計			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			()	()												
	36年度以前分	均等割			()	()	()	()	()	()	()	()	()			()	()												
所得割			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			()	()													
計				()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			()	()												
		合計			()	()	()	()	()	()	()	()	()			()	()												
滞 納 繰 越	37年度以降分			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			()	()												
	36年度以前分			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			()	()												
		計			()	()	()	()	()	()	()	()	()			()	()												
				法第24条 第2号 該当人員					現年度 人					過年度 人															

徴 収 状 況	区 分	縣市町 村の別	県民税 のあん分率	収入済額(あん分率による)			徴収率	不納欠損額			収入未 済額	県へ払込んだ額			
				本月末までの県 民税と市町村民 税の収入済額				本月末までの県 民税と市町村民 税の不納欠損額				前月末	本 月 中		累 計
				前月末	本月中	累 計		前月末	本月分	累 計			前月末	払込額	
本 払	現 年 度	県													
		市町村													
通 年 度	37年度以降分	県													
	市町村														
滞 納 繰 越	37年度以降分	県													
	市町村														
税 外	37年度以降分	県													
	市町村														
延滞金等	36年度以前分	県													
	市町村														

そ の 他	過誤納還付金		備 考
	還付加算金		
	納期前納付報償金		

45~46 昭和38年10月31日木曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第101号 (第3種郵便物認可)

第五十三号様式

年 月 日 提出

県税事務所長 殿

県民税徴収取扱費に関する報告書

年度 前後 期分

市町村長

区 分	算 定 の 基 礎				徴 収 取 扱 費			摘 要			
	算定の区分	年度別	基 本 率		算出額	受領済額	差引額				
法第四十七条第一項の規定による区分	当 該 年 度 分	一 号 該 当	納 税 通 知 書	現 年 度	枚	35円 50円	円	円	円		
				過 年 度	枚	35円 50円					
		特 別 徴 収 に 係 る 納 税 義 務 者 に 発 する 通 知	現 年 度	枚	35円 50円						
			過 年 度	枚	30円						
		二 号 該 当	県 金 庫 へ の 払 込 金 額	本	現 年 度	円	1/100				
					過 年 度	円	1/100				
	税			滞 納	円	1/100					
				繰 越	円	1/100					
	延 滞 金 等			円	1/100						
	三 号 該 当	還 付 した 過 誤 納 金	前 年 度 まで に 納 付 済 分	円							
	四 号 該 当	過 誤 納 金 に 対 する 還 付 加 算 金		円							
	五 号 該 当	納 期 内 納 付 に 対 する 報 償 金	現 年 度	円							
	前 年 度 分 (自 四 月 至 五 月)	二 号 該 当	県 金 庫 へ の 払 込 金 額	本	現 年 度	円	1/100				
					過 年 度	円	1/100				
				税	滞 納	円	1/100				
繰 越					円	1/100					
延 滞 金 等				円	1/100						
三 号 該 当				還 付 した 過 誤 納 金	前 年 度 まで に 納 付 済 分	円					
四 号 該 当	過 誤 納 金 に 対 する 還 付 加 算 金		円								
合 計											

備考 算出額の各欄における円位未満は、切り捨てること。

00443

47 昭和38年10月31日 木曜日 鳥取県公報(号外)第101号 (第3種郵便物認可)

第五十八号様式

第 号		等級決定通知書	
経営者	住 所		
	氏 名		
施 設	種 類		
	名 称		
	所 在 地		
等 級		級	
税 率	1台(卓、施設)につき月額		円
	1人1日につき		円
適 用 時 期		年 月 日分より	
上記のとおり、鳥取県税条例第七十九条第四項の規定によって決定しましたので通知します。			
		年 月 日	
		県税事務所長 氏 名 印	

第五十八号様式を次のように改める。

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して六十日以内に、行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

に改める。

第六十三号様式を次のように改める。

第六十三号様式 削除

附則

この規則は、公布の日から施行する。

第五十九号様式中

上記の施設、場所、営業所における特別徴収義務者として何某を登録しているが、鳥取県税条例第何条第何項の規定により同人の外資殿を特別徴収義務者として指定したから通知します。

なお、地方税法第何条及び、鳥取県税条例第何条による登録を直ちに申請して下さい。

昭和 年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称

殿

県税事務所長 氏 名 印

を

上記の施設、場所、営業所における特別徴収義務者として何某を登録しているが、鳥取県税条例第何条第何項の規定により同人の外資殿を特別徴収義務者として指定したから通知します。

なお、地方税法第何条及び鳥取県税条例第何条による登録を直ちに申請してください。

年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称

殿

県税事務所長 氏 名 印

お知らせ

この指定について不服がある場合は、この指定書を受けとった日の翌日から起算して六十日以内に、行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書はなるべく県税事務所長を經由して提出してください。